

サイバーセキュリティに関する協定書

令和5年12月13日

**長野県警察本部
信州大学医学部附属病院**

サイバーセキュリティに関する協定書

長野県警察(以下「甲」という。)と信州大学医学部附属病院(以下「乙」という。)は、乙及び関係する医療機関(以下「対象機関」という。)におけるサイバー事案に係る被害の未然防止等を図るため、緊密な連携を実現すべく、本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携した取組を推進し、協働することにより、対象機関におけるサイバー事案の未然防止、サイバー事案発生時における警察への相談、被害の拡大防止、医療業務の早期復旧等を図ることを目的とする。

(相互協力)

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達するため、平素から緊密な連携を保ち、相互の信頼と理解に基づいた協力関係を築くよう努める。

(サイバー事案への対処に関する連携)

第3条 甲及び乙は、対象機関においてサイバー事案が発生したとき及び平時において、次の各号に掲げる連携を実施する。

(1) サイバー事案発生時における連携

イ 対処に関する依頼

対象機関においてサイバー事案が発生したときは、乙は甲に相談・通報し、甲と協力して適切に対処するよう努める。この際、甲は、当該対象機関が緊急対応の最中であることに留意し、業務への影響が最小限となるよう当該対象機関による早期復旧等に配意した検査を行うものとする。

ロ 技術的助言等の支援

甲は、対象機関から、サイバー事案に関する初動対応、事実関係の調査、原因究明及び再発防止策の検討についての助言を求められた場合には技術的な助言等、可能な支援を行うものとする。

(2) 平時における連携

甲及び乙は、次のイ及びロを実施する場合、必要に応じ、双方の取組の活用、共催、協働での実施等により、一体的・包括的に甲への相談の促進を図るなど、相互に連携する。

イ 教育・研修

ロ 広報・周知

(3) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 各連携事項を実施するに当たっての具体的な方法は、別途甲乙合意の上、決定する。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定により知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中

及び有効期間終了後を問わず、第三者（国立大学法人信州大学のサイバーセキュリティ関係部署を除く。）に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 本協定に基づく活動に当たっては、情報の取扱いに配意するとともに、個人情報の保護に努めなければならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から効力を有するものとし、令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲又は乙から申出がない場合は、この協定の効力は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議解決)

第6条 本協定に記載のない事項又は本協定の条項の運用にて疑義が生じた事項については、甲及び乙がともに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和5年12月13日

(甲) 長野県警察本部
生活安全部長

熊谷 猛彦



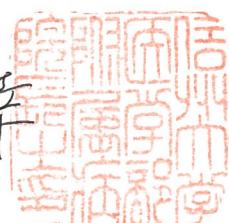
警備部長

石坂達雄



(乙) 信州大学医学部附属病院
病院長

イビノ田 正幸



※ サイバー事案とは、警察法に規定されたサイバーセキュリティが害される事案、情報技術を用いた不正行為により個人の生命、身体、財産、公共の安全と秩序を害するおそれのある事案をいう。